山形情報圏	山形空港出張所	8時から20時まで
（略）	（略）	（略）

別表第三　（略）

山形情報圏	山形空港出張所	8時から19時30分まで
（略）	（略）	（略）

別表第三　（略）

附　則

この告示は、平成三十年三月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第百三十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
蔵王山田VOR	上欄に同じ	N38°11′E140°20′ 山形県山形市	113.75	100	なし	ZMO	8時から20時まで	昭和63年12月29日	なし
（略）									
出雲VOR	上欄に同じ	N35°25′E132°54′ 島根県簸川郡斐川町	113.4	100	なし	XZE	24時間	昭和56年9月3日（平成23年4月7日から供用再開）	出雲DMEと組合せVOR／DMEとして運用
名古屋VOR	上欄に同じ	N35°16′E136°55′ 愛知県西春日井郡豊山町	114.2	200	なし	KCC	24時間	昭和49年12月5日	名古屋タカンと組合せVORTACとして運用
（略）									

改正前

1　VOR

名称	設置者の氏名及び住所	位置及び所在地	搬送周波数（メガヘルツ）	空中線電力（ワット）	コースの方向	識別符号	運用時間	供用開始期日	利用上の特記事項
（略）									
蔵王山田VOR	上欄に同じ	N38°11′E140°20′ 山形県山形市	113.75	100	なし	ZMO	8時から19時30分まで	昭和63年12月29日（平成15年10月30日から供用再開）	なし
（略）									
出雲VOR	上欄に同じ	N35°25′E132°54′ 島根県簸川郡斐川町	113.4	100	なし	XZE	24時間	昭和56年9月3日（平成23年4月7日から供用再開）	出雲DMEと組合せVOR／DMEとして運用
小牧VOR	上欄に同じ	N35°16′E136°55′ 愛知県小牧市	109.45	200	なし	CME	24時間	平成30年1月4日	小牧DMEと組合せVOR／DMEとして運用
名古屋VOR	上欄に同じ	N35°16′E136°55′ 愛知県西春日井郡豊山町	114.2	200	なし	KCC	24時間	昭和49年12月5日（平成30年1月4日から平成30年3月28日まで供用休止）	名古屋タカンと組合せVORTACとして運用
（略）									